

# ごみに関するお問い合わせ

## ごみに関すること

遠賀・中間地域広域行政事務組合 業務第1課 業務係 **093-293-3581**

## ごみに関すること、収集日程や排出場所(ステーション)に関すること

お住まいの市役所・町役場まで

中間市	環境保全課	衛生美化係	<b>093-245-5300</b>
水巻町	産業環境課	環境係	<b>093-201-4321</b>
岡垣町	住民環境課	環境政策係	<b>093-282-1211</b>
芦屋町	環境住宅課	環境衛生係	<b>093-223-3538</b>
遠賀町	住民課	環境衛生係	<b>093-293-1234</b>

## 粗大ごみのこと

粗大ごみ受付センター **093-281-5380** (※耳の不自由な方はこちらへ)  
FAX 093-282-5394

## 自己搬入のこと

遠賀・中間リレーセンター **093-282-5341**

## 再生品の販売に関すること

中間・遠賀リサイクルプラザ **093-245-5374**

## 野外焼却の禁止について

廃棄物の焼却は、下記の例外を除き禁止されており、  
違反した場合は罰則対象となります。

**「5年以下の懲役若しくは 1,000万円以下の罰金またはこの併科」**

### 焼却禁止の例外

- 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却  
(河川敷の草焼き、道路側の草焼き)
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却  
(災害等の応急対策、火災予防訓練)
- 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却  
(正月の「しめ縄、門松など」を焚く行事、塔婆の供養焼却)
- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ない物として行われる廃棄物の焼却  
(焼畑、畔の草及び下枝の焼却、漁網にかかったごみの焼却等)
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの  
(落ち葉焚き たき火 キャンプファイヤー)



焼却禁止の例外のものであっても、近所の迷惑となることがあります。  
(洗濯物に臭いが付く、窓が開けられないなど)  
家庭や事務所での紙類や草木など、ごみの焼却は絶対にやめてください。